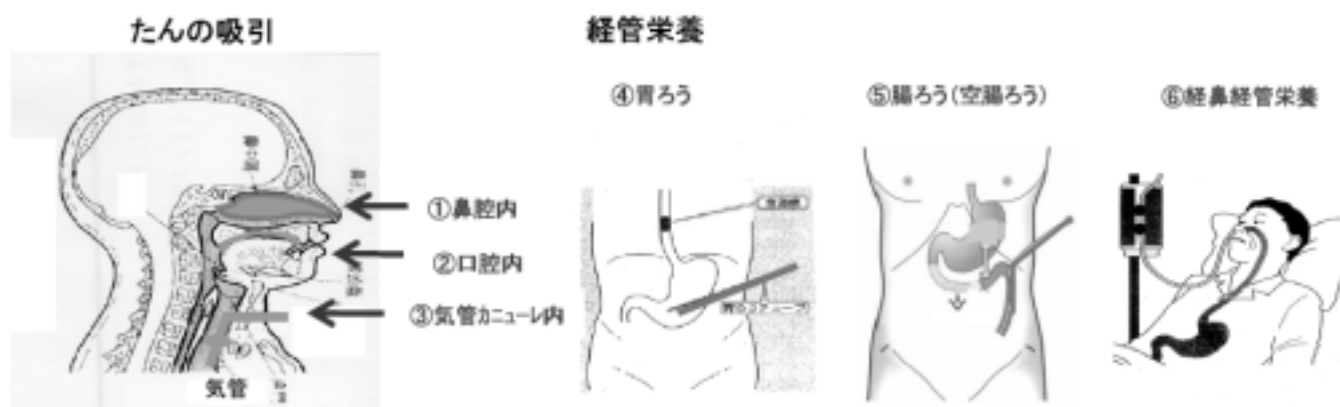


医療的ケアの 法制化について

平成24年3月までの医療的ケア



		在宅	特別支援学校	特別養護 老人ホーム
喀痰 吸引	鼻腔内			
	口腔内			-
	気管カニューレ内		-	-
経管 栄養	胃ろう	-		
	腸ろう	-		-
	経鼻経管栄養	-		-

平成24年4月からの医療的ケア

医行為ではない【 1】	体温測定、血圧測定、 パルスオキシメーター、 軽微な切り傷や擦り傷の処置、 服薬介助、など
グレーゾーン (医行為であるか否かが はっきり決められてない)	摘便、褥瘡の処置、 人工呼吸器の操作、など
今回の法制化で 認められた 医療的ケア【 2】	喀痰吸引、経管栄養

- 【 1】平成17年7月26日医政発第0726005号
「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」
- 【 2】「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による改正後の「社会福祉士及び介護福祉士法」

1. 医療的ケアの 法制化をめぐる動き

医療的ケアの法制化の構想

実質的違法性阻却論による
たんの吸引、経管栄養

- そもそも法律に位置づけるべきではないか？
- グループホームや有料老人ホーム、障害者施設などについても対応すべきではないか？
- 在宅でも、ホームヘルパーの業務として位置づけるべきではないか？

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための
制度の在り方に関する検討会

法制化に向けた総理指示

平成22年9月26日総理指示

「介護・看護人材の確保と活用について」

2. 介護人材の活用のため、在宅、介護保険施設、学校等において、介護福祉士等の介護職員が、たんの吸引や経管栄養等といった日常の「医療的ケア」を実施できるよう、法整備の検討を早急に進めること。

また、あわせて、介護職員がこうした「医療的ケア」を適切に実施することができるよう、レベルアップ研修事業を本年度中に前倒しで実施すること。

これら「医療的ケア」は、現在は、医学的管理など一定条件の下で運用によって認められているが、あくまでも「当面のやむをえず必要な措置」としての位置づけ。このため、介護現場では実施を躊躇する傾向があり、また、医学的管理の条件では、グループホームや有料老人ホームでの実施は困難。さらに、介護現場では研修等の機会を充実してほしいとの要望が強い。

「在り方検討会」における議論

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための
制度の在り方に関する検討会（平成22年7月～8月）

●介護職員等が実施できる行為の範囲

これまで運用により許容されていた範囲が縮小されないよう配慮するとともに、制度の迅速な実施を実現する観点から、まずは、これまで運用により許容されてきた範囲を制度の対象とする。

- ・ たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
* 口腔内については、咽頭の手前までを限度とする。
- ・ 経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻）
* 胃ろう・腸ろうの状態確認、経鼻経管栄養のチューブ挿入状態の確認は、看護職員が行う。

「在り方検討会」における議論

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための
制度の在り方に関する検討会（平成22年7月～8月）

●主として考慮すべき事項

現行の違法性阻却論による運用の下で行われていることができなくなるなど不利益な変更が生じないよう十分に配慮する。

●教育・研修の在り方について

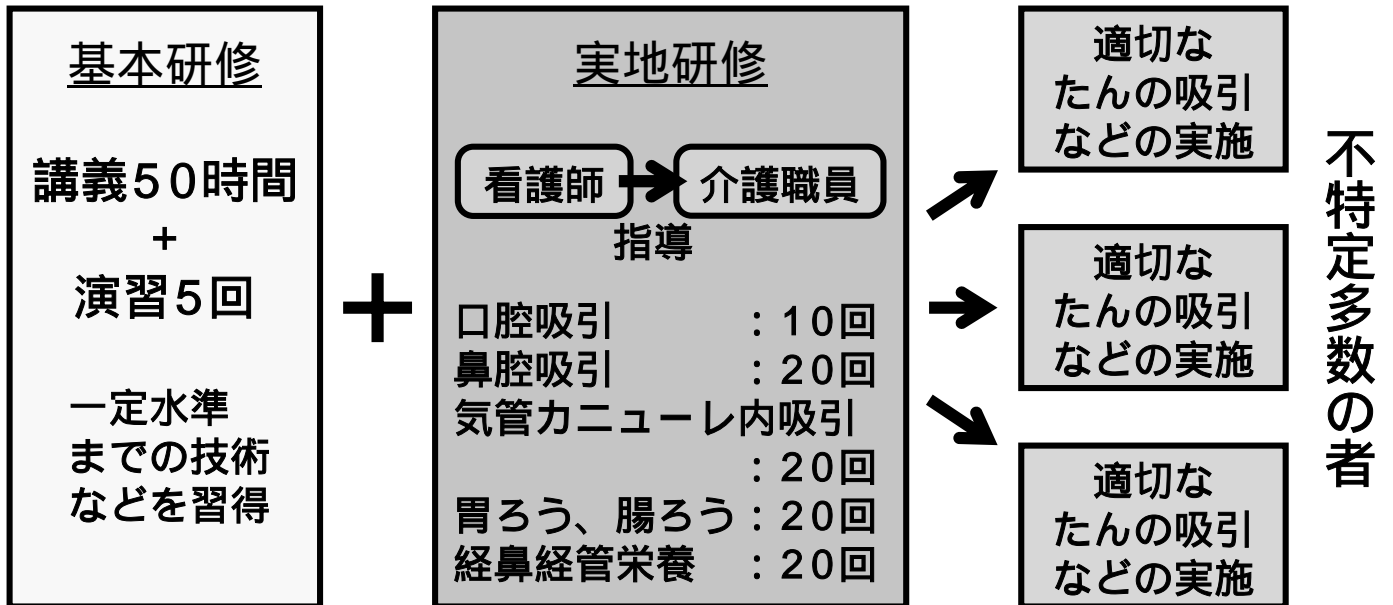
介護福祉士を含め、一定の追加的研修等を行った者に限り認めるものとする。

不特定多数の者を対象とする安全性を標準とするが、特定の者を対象とする場合はこれと区別して取り扱うものとする。

医療的ケア研修のモデル事業

「不特定多数の者」を対象とする研修

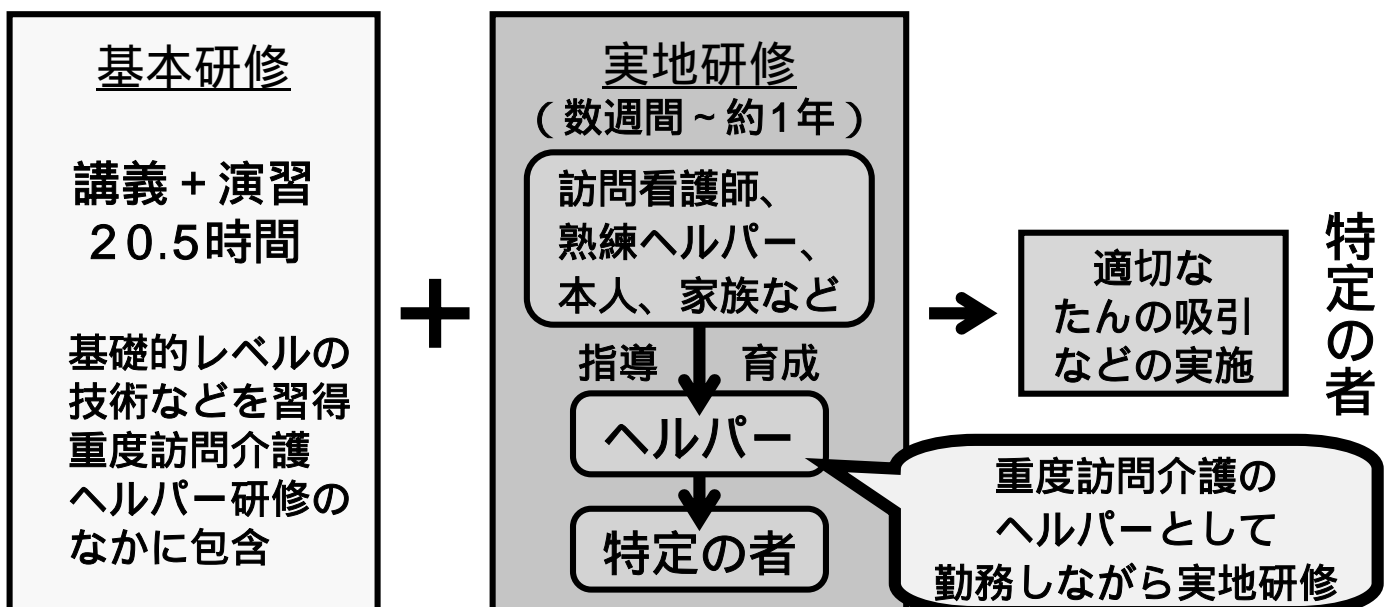
- 基本研修を手厚くしており、一般的な知識技術の習得がなされているため、研修終了後から、不特定多数の者にたんの吸引等の実施が可能。



医療的ケア研修のモデル事業

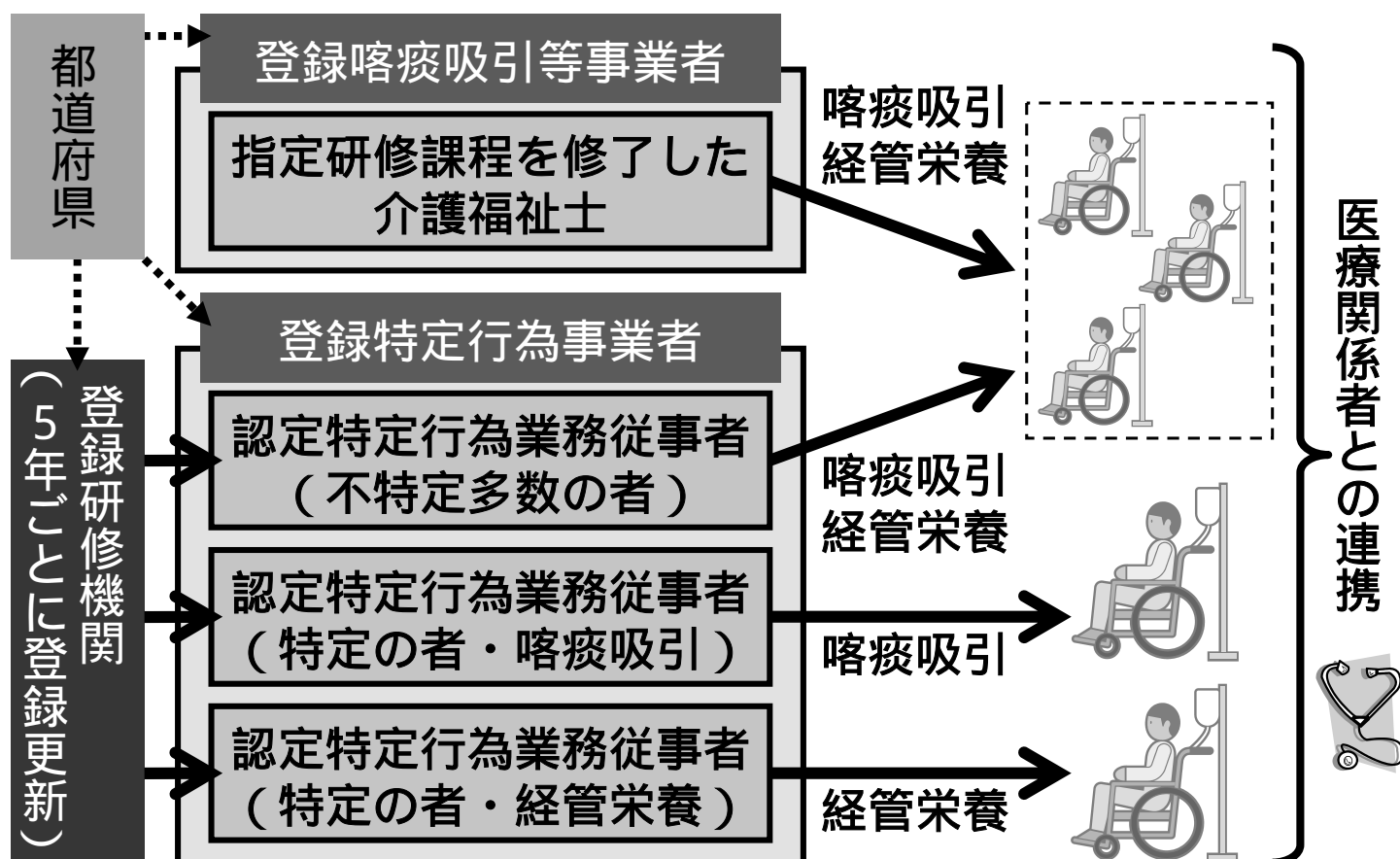
「特定の者」(在宅)を対象とする研修

- 基本研修では基本的な知識・手順などを中心に学習し、実地研修のなかで「特定の者」に応じた知識・技術を体得。当該「特定の者」のみに対するたんの吸引などを実施。



2. 法制化による フレームワーク

都道府県登録 / 認定と医療連携



現に医療的ケアを提供している介護職員については「みなし資格」で実施可能